

1 事前照会の要旨

この度、当行では、住宅ローン商品として、「預金連動型住宅ローン」（以下「本件住宅ローン」といいます。）の取扱いを開始します。

本件住宅ローンは、本件住宅ローンの利用者（以下「利用者」といいます。）が指定する普通預金口座（以下「連動対象口座」といいます。）の月中平均残高又は本件住宅ローン残高の50%のいずれか低い金額を基準として所定の算式に基づき算出された金額について、住宅ローン利息の一部を、利用者の返戻用口座へ返戻（以下「キャッシュバック」といいます。）することが特徴となっております。

つきましては、本件住宅ローンによりキャッシュバックされる利用者及び当行の課税関係について、3のとおり取り扱って差し支えないか確認したく照会いたします。